

(仮称) 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例の骨子案

1 目的

盗品等の売買等を防止し盗品等の速やかな発見を図るため、特定金属類を取り扱う業者について必要な規制を行う。これにより、窃盗等の犯罪の防止を図り、被害の回復に資することを目的とする。

2 規制対象

(1) 規制対象物 (特定金属類)

電線、グレーチング、マンホール、敷板、足場板、銅製の屋根材等の金属製の物品

(2) 規制対象事業

特定金属類を原材料としての価値に着目して売買・交換等する営業

3 業の許可

規制対象事業を行う場合は、公安委員会の許可を必要とし、過去一定期間内に窃盗罪等で刑罰を受けた者や暴力団員等については、許可をしない。

4 許可を受けた者が遵守すべき義務

(1) 標識の掲示、行商人証の携帯等

取引を行う事業場に、許可事業者であることを示す標識を掲示する。

事業場以外で特定金属類を売買等するときは、氏名等を記載した行商人証を携帯する。

(2) 取引相手の確認・不正品の申告

特定金属類を売買等するときは、相手方の氏名・住所等の確認をする。

盗難品等の不正品の疑いがある場合は、警察官に申告する。

(3) 帳簿等への記載、保存等

売買等した特定金属類の品目、数量、相手方の氏名等を帳簿等に記載し、保存する。

帳簿等を紛失した場合は、届出を行う。

(4) 変更の届出等

許可に係る事項に変更が生じた場合や廃業する場合等には、届出を行う。

5 品触れ・差止め

(1) 品触れ

警察本部長等は、事業者に品触れ(※)を発することができ、事業者は、その通知に係る特定金属類が持ち込まれた等の場合は、警察官に届け出なければならない。

※品触れ …警察本部長等が事業者に対して盗難等の被害品に関する情報を通知すること。

(2) 差止め

警察本部長等は、売買等された特定金属類が盗品等であると疑う理由がある場合は、事業者に一定期間の保管を命じることができる。

6 実効性の確保

報告徴収、立入検査、事業者への指示、営業停止命令、許可の取消し、罰則その他所要の規定を設ける。

7 経過措置

既存事業者にも許可取得を求めることとし、一定の猶予期間を設ける。